

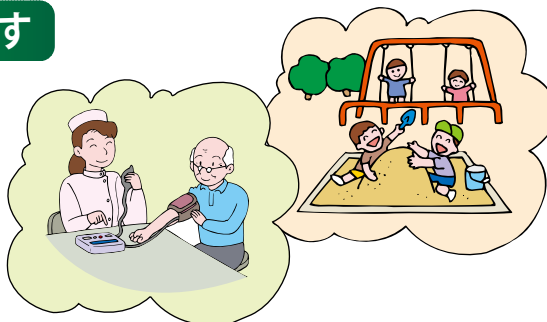
11月・12月は「税」の納付推進月間です

市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税及び国民健康保険税・介護保険料の納め忘れはありませんか？

うるま市は、11月・12月を納付推進月間に設定し納税の協力を呼びかけております。
豊かで住みよいまちづくりを実現するために、必要な財源は私たちの「税」によってまかなわれています。

わたしたちの税金はこんなことに使われています

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活で必要なゴミ処理にかかる費用…など



納付がおくれると…

納付がなされない場合はやむを得ず「財産の差押」等のペナルティーがかせられる場合もあります。
不動産（土地・家屋）・債権（預金・給与・軍用地料）などが差押えの対象になります。

国民健康保険税を滞納すると…

短期保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

介護保険料を滞納すると…

介護保険サービス費がいったん全額自己負担（支払い方法が償還払い）になったり、自己負担が1割負担から3割負担に引き上げられたりします。

今、ちょっと待ってほしい… 一度に納められないので分割してほしい

納税の件でお困りのことがありましたら、一人で悩まず納めやすい方法を一緒に考えましょう。
いつでもお気軽にご相談ください。

〈お知らせ〉

国民健康保険課では月間中の11月11日から12月16日までの毎週木曜日に、本庁において「時間延長窓口」を設け、午後8時まで業務を行います。

【お問い合わせ】

市税のお支払いに関すること	納 税 課	☎973-1099
市民税・軽自動車税・法人市民税の金額に関すること	市 民 税 課	☎973-5382
固定資産税に関すること	資 産 税 課	☎973-5394
国民健康保険税に関すること	国民健康保険課	☎973-3202
介護保険料に関すること	介 護 長 寿 課	☎973-3208

納税は便利な口座振替をお勧めします